

## 全国小学校道德教育研究会OB会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は全国小学校道德教育研究会OB会といふ事務所は会長の定める所に置く。

(目的)

第2条 この会は会員相互の親睦を図るとともに、全国小学校道德教育研究会との連携を密にし、道德教育の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 全国の情報交換および親睦を図るための会合
2. 全国小学校道德教育研究会に対する援助活動
3. 全国小学校道德教育研究会の現職役員・事務局員等との情報交換等
4. その他、目的達成のために必要な活動

(会員)

第4条 この会に所属する者は次の通りとする。

1. 全国小学校道德教育研究会の顧問及びかつて監事・常任理事・理事の職に在った者の希望者
2. かつて全国小学校道德教育研究会本部事務局員の職に在った者の希望者
3. かつて都道府県及び区市町村の道德研究組織に所属し、全国小学校道德教育研究会の事業に寄与した者の希望者

(役員)

第5条 この会には次の役員を置きその任期及び選出を次のようにする。

1. 役員 ①会長 1名 ②副会長 3名 ③監査 2名  
④幹事 若干名

◎会長はこの会を代表し会務を総括する。

◎副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

◎監査は会務及び会計を監査する。

◎幹事については第6条に定める。

2. 任期・選出 役員の任期は2年とし再任を妨げない。また選出は会員の互選とする。

(運 営)

第6条 この会の運営のため会長の委嘱により幹事長及び常任幹事・地区幹事若干名を置く。  
常任幹事は会務を分担し、地区幹事は地区の情報交換・会員の拡充等に当たり、幹事長は会務を統括する。

(会 議)

第7条 会運営のために次の会議を開く。

1. 総 会（定期総会は原則として全国小学校道徳教育研究会研究発表大会当日に開く）
2. 役 員 会
3. 常任幹事会
4. 地区幹事連絡会（必要に応じて開く）

(会 計)

第8条 本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。会費は年額1,500円とする。  
なお、新人会員は入会金として1,500円を納入する。  
本会の会計年度は総会から次期総会までとする。

[附 則]

○全国小学校道徳教育研究会の役員は本会会員の求めに応じて総会及びその他の会に出席することができる。

○規約の変更は総会の承認を得なければならない。

この規約は、平成元年5月10日から実施する。

◇平成2年2月22日 平成5年2月26日 一部改正